



にこにこスマイル通信



発行/ しゅはら鍼灸整骨院 〒621-0043 京都府亀岡市千代川町小林西芝 92-11

ホームページ <http://www.niconico-smile.com>

☎0771-25-8587

11月に入り、いよいよ冬の足音が聞こえてきましたね。亀岡盆地に朝霧の季節がやってきました。私の子供の頃より、ずいぶん霧の量は少なくなりましたが、やはり霧よりお日様が見えるほうが、うれしいですね！先日、読んだ本に面白い一節がありました。お日様は毎日毎日、文句も言わず私たちを照らしてくれて、なおかつ集金もしない！たぶん？お日様から集金された方はいないでしょう！本当に有り難いですね。

健康保険について：厚生労働省より、柔道整復施術療養費（整骨院での保険治療）適正化に向けた取り組みがますます強化されています。整骨院で健康保険が適用されるのは、捻挫、打撲、挫傷（肉ばなれ）、骨折、脱臼と判断された場合や、筋肉、関節、靭帯のケガ等で原因がはっきりしている場合です。そのため、できるだけ負傷原因をくわしくお伝えくださいますようお願いいたします。単なる慢性の肩こり、頭痛、慢性腰痛、神経痛などは、健康保険適応外となりますが、実費にて治療が可能です。仕事やおよび通勤途中のケガは労災保険、交通事故は自賠責保険の適用になります。また、健康保険から、治療内容のお問い合わせ文書が送られてくる事があります。その際、あいまいな回答で提出されますと健康保険不適合とみなされる場合がありますので、お手数ですが、当院までお問い合わせ頂き治療内容を確認後、適切に解答し提出をお願いいたします。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

むち打ち治療協会からお知らせ：当院はむち打ち治療の専門家として一般社団法人「むち打ち治療協会」の会員です。ご自身やご家族、お知り合いの方で交通事故によるケガでお困りの方がおられましたら、お気軽に当院にご相談下さい。交通事故というと、病院というイメージの方も多いと思いますが、実は「むち打ち」のほとんどが頸椎捻挫（けいついねんざ）であり、整骨院の専門分野なのです。ご希望の方にはむち打ち治療協会編集の小冊子「交通事故に遭ってしまったら」を無料で差し上げています。また交通事故で来院された方に当院が紹介されている書籍「むち打ち症が良くなる7つの鍵」を差し上げています。むち打ちの治療は専門家である当院におまかせ下さい。



おすすめ治療メニュー：冷え性の原因は自律神経の乱れです！ストレス、気温差などは自律神経を乱しやすくします。そのため、冷えや疲れ、気分が落ちつかない、朝スッキリ目覚められないなど、身体の不調が出てくる事があります。当院では10分間、温くなる特注のベットに仰向けに寝ながらお腹を温め、足が冷える方は太陽カーボン灯という太陽光線に近い光線で足裏を温めながら、微弱電流（電氣的な刺激はありません）を手足首に流します。脳波まで超リラックス状態になり、自律神経のバランスを調整する事により身体の内側からの変化が起こります。とにかく温かく気持ちいいです！目安としては週に1～2回程度、トータル3～5回お受けいただくと、より効果を感じていただけます。

イメージとしては、あなたの身体の充電です！詳しくは待合室のピンクのパンフレットまたは当院スタッフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

